

埼玉県親子交流支援事業業務委託 質問回答

No	文書名	質問項目	質問内容	回答
1	埼玉県親子交流支援事業業務委託仕様書	5 委託の内容 (3) 親子交流の調整 イ 事前相談の実施及び支援計画の作成	令和7年度から埼玉支援を利用しているチームの利用回数上限は、昨年度等の初回支援から数えて12回、でよいか	ご認識のとおりです。
2	埼玉県親子交流支援事業業務委託仕様書	5 委託の内容 (3) 親子交流の調整 イ 事前相談の実施及び支援計画の作成	令和7年度から埼玉支援を利用しているチームに、初回支援から数えて1年以内、という制限は存在するか	継続チームにつきましては、1年以内の制限が存在します。
3	埼玉県親子交流支援事業業務委託仕様書	5 委託の内容 (3) 親子交流の調整 イ 事前相談の実施及び支援計画の作成	令和7年度から埼玉支援を利用しているチームも、「月1回の制限」はなくなるという理解でよいか	ご認識のとおりです。
4	埼玉県親子交流支援事業業務委託仕様書	7 報告書 (2)	「支援回数における実績額」とは、「支援回数実績」という理解でよいか	支援回数の実績に基づく金額を報告いただきます。 例)受渡し型 5,000円/回 の場合 4月実績額 15,000円(受渡し型 3回) ※報告方法、記載方法については契約締結後に相談いたします。